

平成29年8月18日

「伝統芸能×新技術 AR技術による能楽鑑賞事業」に係る企画・開発及び展示事業 共同事業者募集説明書

「伝統芸能×新技術 AR技術による能楽鑑賞事業」に係る企画・開発及び展示事業について、共同で実施するIT関連事業者（以下「共同事業者」という。）を募集する手続きについて、この説明書に定めるところにより行います。

1 事業概要

(1) 目的

本事業は、我が国の伝統芸能である能楽を、先端技術である拡張現実（オーグメンテッドリアリティ：以下「AR」という。）によって、伝統芸能の普及・振興を図るとともに、IT関連事業者の支援、新技術における公立劇場での新たな試みなどを通じて、能楽の新しい体験方法による需要を喚起させる事業である。

(2) 実施体制

本事業は、伝統芸能団体等、共同事業者、公立施設等の異分野間の共同による事業体制を構築し、相互に協力連携を図りつつ、一体となって実施する。

(3) 共同事業者の役割

AR技術を活用し、能楽の新たな体験方法や需要を喚起させるアプリケーションの企画・開発及び制作を行い、実装化及び実証（体験）の実施を行う。

【想定される機能等の例】

ア 市販のスマートグラス等のデバイスを介して、机の上や簡易な舞台など、場所を選ばずに能楽を鑑賞することが出来るARを用いたアプリケーションの提案及び開発並びに運用（サーバー等のシステム全体の開発・運用を含む。）

イ 高精細なコンピューターグラフィック（以下「CG」という。）による能楽の舞の再現及びCGに併せた音声等の再現を実現するコンテンツの開発

ウ 能楽の実演について、ARを活用した鑑賞補助手段の企画・開発に係る提案

エ 上記機能の実装化及び実証（体験）の実施

オ その他新規企画の提案

2 事業実施に係る契約の締結

共同事業者と文化芸術創造拠点・京都プロジェクト実行委員会準備会（以下、「準備会」という。）との間で、必要な経費の負担、事業の実施の方法等について契約を締結する。

(1) 業務期間

契約締結日から平成30年3月31日まで

(2) 契約金額上限額

金 7,500,000円（消費税及び地方消費税相当額を含む。）

3 選定手続きへの参加資格

次の資格要件を全て満たしている法人であること。

(1) 次に掲げる資格を有すること。

ア 契約を締結する能力を有しない者及び破産者で復権を得ない者でないこと。

イ 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当し、3年を経過しない者及

- びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用する者でないこと。
- ウ 会社更生法、民事再生法等による手続きを行っている法人ではないこと。
- エ 京都市暴力団排除条例第2条第4号に規定する暴力団員又は同条第5号に規定する暴力団密接関係者でないこと。
- (2) 過去5年以内において、本業務に類似した業務について1件以上の受託実績があり、業務手法に精通していること。
- (3) 本事業の趣旨を十分に理解した上で業務を実施できること。

4 参加申請の受付・提案書の提出

- (1) 提出資料 ※3部のものは正本1部と複写2部とする。
- ア 参加申込書（第1号様式） 1部
- イ 業務実績調書（第2号様式） 3部
- ウ 企画提案書（第3号様式） 3部
- エ 業務実施に関する調書（第4号様式） 3部
- オ 見積書（第5号様式） 3部
- カ 会社概要（書式自由）3部
- (2) 提出期限
平成29年8月31日（木）消印有効（持参の場合は午後5時まで）
- (3) 提出方法
持参又は郵送（提出期限内必着で書留郵便に限る。）により提出するものとする。
- (4) 提出先
文化芸術創造拠点・京都プロジェクト実行委員会準備会事務局
（京都市文化市民局文化芸術都市推進室文化芸術企画課内）（担当：吉川，南）
〒604-8571
京都市中京区寺町通御池上る上本能寺前町488番地
電話（075）222-3121 FAX（075）222-3179
メール：bunka@city.kyoto.lg.jp

5 提出資料記載上の留意点

WEBサイト「京都市情報館」で公開する本「募集説明書」、「仕様書」等を熟読のうえ、書類を提出すること。

- (1) 業務実績調書 **第2号様式**
本業務に類似する業務または京都市の文化芸術振興に資する業務の実績について記載すること。複数の業務実績を有する場合は、内容等が本業務に最も類似していると思われるものを1件提出すること。
- (2) 企画提案書 **第3号様式**
- (3) 業務実施に関する調書 **第4号様式**
- ア 企画提案
本業務の企画についての提案を具体的に記入すること。
- イ 業務実施方針
本業務における会社としての取組方針、取組体制、配慮する事項について記入すること。
- ウ 業務実施手法
会社としての強みや独自の工夫について具体的に記入すること。
- (4) 見積書 **第5号様式**
本業務の見積金額（消費税及び地方消費税を含む。）を本様式に記入し、本様式とは別に

応募者で使用している様式での見積書（全体の収支・内訳付き）も提出すること。

6 審査方法

- (1) 提出された「業務実績調書」、「企画提案書」、「業務実施に関する調書」、「見積書」等について、『伝統芸能×新技術 AR技術による能楽鑑賞事業』に係る企画・開発及び展示事業に係る共同事業者選定プロポーザル評価基準及び評価点」に示す項目を参考に審査委員会において総合的に評価し、共同事業者候補者1者を選定する。
- (2) 1者以上の応募者があれば手続きを開始することとし、応募者の数及び名称はこの説明書に規定する手続きの終了まで公表しない。
- (3) 必要に応じて応募者にヒアリングを実施する場合がある。その場合には、応募者に別途通知する。
- (4) 審査結果については平成29年9月8日（金）までに、応募者全員に内示のうえ、書面により通知するほか、京都市ホームページにおいて、応募者及び評価点を公表する。
なお、審査結果についての異議申立は受け付けない。
- (5) 審査は、以下の委員が行う。

【審査委員】（3名）

文化芸術創造拠点・京都プロジェクト実行委員会	準備会	事務局長
文化芸術創造拠点・京都プロジェクト実行委員会	準備会	補佐
文化芸術創造拠点・京都プロジェクト実行委員会	準備会	係員

7 契約の締結

選定された候補者については、契約内容についての交渉を行い、契約条件について合意した後に契約を締結する。ただし、候補者と契約条件について合意に達しなかった時は、候補者に次いで評価の高かった者を候補者として契約交渉を行う。当該候補者について契約条件の合意に達しなかった時も同様とする。

8 その他重要事項

- (1) 提出書類の作成及び提出に係る費用は、応募者の負担とする。
- (2) 提出された書類は返却しない。
- (3) 提出期限以降における資格確認書類、企画提案書の差替及び再提出は、明らかな誤字脱字等がある場合など、準備会事務局の承諾を得た場合のほかは認めない。
- (4) 企画提案書に記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合は、失格となることがある。
- (5) 企画提案書に記載された見積金額が予定価格を超えた場合は、失格となる。
- (6) 参加資格確認書類又は企画提案書に虚偽の記載をした場合は、資格確認書類又は企画提案書を無効にするとともに、虚偽の記載をした者に対してはその名を公表し、今後実施するプロポーザル等への参加を停止する場合がある。また、契約締結後に発覚した場合は、契約を解除し、違約金を請求する場合がある。
- (7) 本業務の受託によって、本件に関連する業務等を優先的に受託できることはない。また、関連する業務の受託資格に影響を及ぼすこともない。
- (8) 他団体等との連携
 - ア 準備会事務局に開発状況や進捗等を随時報告すること。
 - イ 伝統芸能をはじめとする他の参画団体等と、アプリケーション開発における連携・調整を行い、演出方法や開発手法について共に検討すること。

ウ 平成30年1月14日（日）～2月4日（日）に開催される文化庁メディア芸術祭京都展にて、アプリケーションの展示を行うための連絡・調整を行うこと。